

東通村避難計画(原子力編)策定

村では、3月31日に東通村避難計画(原子力編)を策定しました。

避難計画は、地域防災計画(原子力編)において、村民の皆さんに速やかに避難していただくためにあらかじめ策定することとしており、この度、関係機関との調整が整ったため策定しました。

避難計画では、地区別に、避難先などを記載しておりますが、その概要についてお知らせします。

◆避難及び屋内退避の時期について

原子力災害時には、原子力発電所の事故等の状況に応じて、国、県、村より避難又は屋内退避を指示します。

主な基準や対応等は以下のとおりです。

なお、避難等においては、村などから防災行政無線等により、繰り返しお知らせしますので、落ち着いて行動してください。

	事態の区分等	PAZ 圏内地区の対応	UPZ 圏内地区の対応
①	警戒事態	・施設敷地緊急事態要避難者の避難の準備	
②	施設敷地緊急事態	・施設敷地緊急事態要避難者の避難 ・その他の住民の避難の準備	・屋内退避の準備
③	全面緊急事態	・全住民避難の実施	・屋内退避の実施 ・避難準備
④	OIL の値を超え、または超えるおそれがある場合		・放射線量等に応じて、区域を検討し避難実施

○用語説明

用 語	説 明
PAZ 圏内地区	発電所から5km圏内の地区(白糠地区・老部地区・小田野沢地区)
UPZ 圏内地区	発電所から30km圏内の地区(上記3地区以外のすべての地区)
警戒事態・施設敷地緊急事態・全面緊急事態	原子力発電所の事故等に応じた事態の区分
要配慮者	高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者その他の災害時に配慮を要する者
施設敷地緊急事態要避難者	PAZ 圏内において、避難の実施に通常以上の時間がかかり、避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者
OIL	運用上の介入レベル。緊急時モニタリングの測定結果で防護措置の実施を判断する基準